

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区条例第 3 7 号

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

品川区介護保険制度に関する条例（平成 1 2 年品川区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

付則第 1 0 条第 1 項中「および次条第 1 項」を「、次条第 1 項および付則第 1 2 条」に改める。

付則に次の 1 条を加える。

（令和 8 年度における前年度非課税者に係る保険料の減免に関する特例）

第 1 2 条 第一号被保険者またはその属する世帯の世帯主および全ての世帯員のうちに令和 7 年度および令和 8 年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で前条の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされたもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされたことにより当該第一号被保険者の同年度分の保険料に係る保険料段階（第 1 3 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第一号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「付則第 1 1 条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されたときは、区長は、第 2 2 条第 3 項の規定にかかわらず、当該第一号被保険者からの申請を要しないで当該

第一号被保険者の同年度分の保険料を減免することができる。

- 2 前項の規定により減免する保険料の額は、当該第一号被保険者について決定された令和8年度分の保険料に係る保険料段階の保険料率により算定した保険料の額と付則第11条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額との差額に相当する額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。